

# 社会保障の拡充を求める要望書 回答書

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 福祉課、税務課、保健課

#### 1. 国民健康保険制度について

##### (1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

##### ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

#### 【回答】(税務課)

当町の令和3年度国民健康保険税(一般医療分)の応能・応益割合は68.2% : 31.8%を見込んでおります。また、令和2年度より5割軽減・2割軽減の軽減判定所得を引き上げ、低所得者から中間所得者層に配慮したものとしております。

##### ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

#### 【回答】(税務課)

当町では、少子化社会への対応と子育て支援の立場から町独自の多子世帯減免を令和元年度より開始し、19歳未満の被保険者で、年齢が1番目に高い者から数えて3番目以降の者の均等割を減免しています。

##### ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

#### 【回答】(福祉課)

当町の一般会計の財政状況は非常に厳しい状況であり、法定外繰入は国保の受益者以外の方が負担している税金が財源になっていることを鑑みると、繰入額の増額は難しいと考えております。

また、現在の保険税率は県内でも低い状況であります。今後の保険税率及び法定外繰入額については医療費の動向、国保事業費納付金をみて決定してまいります。

##### (2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われ

ました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

**【回答】(税務課)**

昨年度、新型コロナウイルスによる減免申請を除き、所得を理由とした減免・徴収猶予申請はございませんが、納付が難しいとの申し出があった場合は、納税相談により申請者の生活実態等を把握し、分納等の実情に見合った納付をいただいております。また、生活保護基準を目安とした減免実施要綱の制定予定は無く、地方税法及び条例を適応しております。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

**【回答】(税務課)**

2021 年度も、新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施します。減免の基準は国と同様の基準を用いる予定ですが、申請に当たっての相談対応等申請しやすい環境を整えます。

**(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。**

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

**【回答】(福祉課)**

減額・免除制度の拡充については、国保会計の財政は非常に厳しい状況であり、一般会計からの法定外繰入を実施している状況の中、財源の確保は難しいと考えておりますが、近隣の市町村等の動向を参考に検討してまいります。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】(福祉課)**

他市町村の申請書を参考に検討してまいります。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答】(福祉課)**

他市町村でそのような取組を行っているのか調査し検討してまいります。

**(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

**【回答】(税務課)**

納税相談や現状調査を実施することにより実状を把握し、納税者の実情に沿った納付方法

の提案を行っております。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

**【回答】（税務課）**

給与等の全額差押えは行っておりません。法令に基づき、適切な滞納処分を行っています。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答】（税務課）**

法令に基づき、適切な滞納処分を行うと共に、一方的な差押えではなく、まずは納税相談及び現状調査を実施し、納税者の実情に沿った納付方法により納めていただくことを最優先としております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

**【回答】（税務課）**

きめ細やかな納税相談及び現状調査を実施し、納税者の実情に沿った納付方法により納めていただいております。

**(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

**【回答】（福祉課）**

すべての被保険者に被保険者証又は国民健康保険法第 9 条第 10 項の規定に基づき、特別の有効期限を定めた被保険者証（短期被保険者証）を郵送又は窓口で交付しております。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

**【回答】（福祉課）**

被保険者証については、窓口留置は行っておりません。特別の有効期限を定めた被保険者証（短期被保険者証）については、滞納者と相談の機会を増やすことを目的として、原則窓口で交付しており、被保険者が受け取りに来られるまでの期間、一時的に窓口で保管しております。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】（福祉課）**

資格証明書の発行者はおりません。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

**【回答】（福祉課）**

新型コロナウイルス感染症対策の一環として実施しております。恒常的な施策としての実施については、国保会計の財政は非常に厳しい状況であり、一般会計からの法定外繰入を実施している状況の中、財源の確保は難しいと考えておりますが、近隣の市町村等の動向を参考に検討してまいります。

- ② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答】（福祉課）**

自営業者の方などには資金繰りなどで別の財政支援制度があることから必要に応じて努めてまいります。

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

**【回答】（福祉課）**

小鹿野町国民健康保険条例第2条の規定により、「公益を代表する委員」を4名選出しております。

公募につきましては、引き続き検討してまいります。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

**【回答】（福祉課）**

引き続き委員の方から十分に意見を伺い運営に努めてまいります。また、公聴会等につきましても、引き続き検討してまいります。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

**【回答】（保健課・福祉課）**

2013年度から本人負担を無料で実施しております。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

**【回答】（保健課・福祉課）**

国保町立小鹿野中央病院の人間ドックでは、胃・乳・子宮頸・肺・大腸がん検診と特定健診は年間を通じて同時に受けられます。また、特定健診（集団）では、肺・大腸がん検診の同時実施を行っています。

③ 2021 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】（保健課・福祉課）

4 月に対象者全員へ受診勧奨通知の送付、8 月及び 12 月に未受診者全員へ受診勧奨通知の送付を予定しております。未受診者への勧奨通知については、委託業者の分析により個人の特性で分類し、特性に合わせた数種類の内容で送付します。他にも、今年度は未受診者の理由把握のためのアンケートを行い、理由を把握することで受診率の目標達成を目指します。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】（保健課・福祉課）

健診は医師会や医療機関と守秘義務を記載した委託契約を取り交わし実施しております。また、特定保健指導は委託せずに実施しており、指導においてメールの活用はせず、直接面接や訪問で実施しています。

## 福祉課、保健課

### 2. 後期高齢者医療について

第 204 回国会で 75 歳以上の方の医療費負担が、所得により 1 割から 2 割負担に 2 倍化される法案が提出され 2023 年 10 月以降に実施する計画が進行しています。75 歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の 30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担 2 割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】（福祉課）

今後も、国において検討を重ね、実施状況等を踏まえた必要な改善が行われていくものと考えております。本町としましては、国や関係審議会等の動向を注視してまいりたいと考えております。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】（保健課・福祉課）

健康状態の把握等について、令和 2 年度から高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る事業を実施しております。低所得の方に限らず、医療・健診・介護情報等をもとに高齢者の健康状態を把握し、フレイル対策、介護予防、重症化予防を一体的に実施し、早期の段階からの介入・支援を実施しております。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】（保健課・福祉課）

人生を最後まで自分の力で全うするために、令和 2 年度から保健事業と介護予防を一体的に実施しています。フレイルのおそれのある高齢者を把握し個別支援や若い世代からの健康教育を医療専門職が行い、通いの場では生きがい活動を支援しています。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】(保健課・福祉課)

特定健診は無料、人間ドックは基本項目費用 40,700 円のうち 30,000 円の補助、がん検診は 70 歳以上の方は無料、歯科健診は広域連合の事業として、令和 2 年度中に 75 歳又は 80 歳に到達した被保険者を対象に無料で実施しています。

## 町立病院

### 3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】(町立病院)

現在、人口減少に伴い国から地域医療構想で病床数の適正化を検討するよう指示が出ています。当院の今後の経営状況等検討し、秩父医療圏の連携を図ってまいりたいと思います。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】(町立病院)

施設基準、受診状況を把握しながら、適正な人員配置に努めてまいります。

## 保健課、町立病院

### 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】(保健課)

新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保するため、今年 2 月から 1 名の会計年度任用職員を、4 月から正職員 1 名及び会計年度任用職員 1 名を増員して、人員体制を強化しております。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】(保健課)

既に医療機関、高齢者施設ではワクチン接種をほぼ終了しています。また、保育園の保育士等については、優先順位をつけて、ワクチン接種ができるよう進めているところであります。そのため、今のところ社会的検査を定期的に頻回に行う予定はありません。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】(保健課)

町では、高齢者等の希望による PCR 検査に対しての費用助成を行って、検査を受けやすくしているところです。現在、高齢者施設から 65 歳以上の方へとワクチン接種を実施してお

り、ワクチン接種を促進することが最重要であることから、今のところ無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行う予定はありません。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】(保健課、町立病院)

病院としての対応は、西秩父の医療従事者、高齢者施設の利用者並びに施設従事者が終了し、現在は、個別接種対応、集団接種への医師・看護職員の派遣を行い、既定の枠が終了後、接種枠を追加し、当院医師・看護職員を派遣し、接種対応を行っています。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 福祉課

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】(福祉課)

第8期における介護保険料の基準額については、介護給付費準備基金の取り崩しを活用することで第7期から据え置きといたしました。また、当町の介護給付費は施設サービス費を始め、増加傾向にあります。このことから、保険料の引き下げは困難なものと考えられますが、引き続き介護予防・重度化防止などの取組を実施し、保険給付費の増加を抑制して参ります。また第9期においても計画的に基金を利用し、保険料高騰とならないよう努力してまいります。

### 福祉課

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】(福祉課)

2020年度の介護保険減免の実施状況については、2019年度分が4名、減免額は47,300円、2020年度分が6名、減免額は348,620円です(減免者については重複を含みます)。2021年度についても国の減免基準のもと、継続して減免を実施してまいります。

### 福祉課

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】(福祉課)

介護保険料第1、第2、第3段階の方については、国の低所得者保険料軽減負担金による公費を投入し、保険料の軽減強化を行っております。保険料の独自減免制度については、年々

増加する保険給付費を鑑みると難しい状況にあります。

## 福祉課

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】(福祉課)

支給限度基準額については、各介護支援専門員の適切なケアマネジメントのもと管理されており、上限超過となるような利用者はありません。また、利用者が必要とするサービスを提供できるようアセスメントに取り組みます。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】(福祉課)

2割、3割負担となった利用者について各介護支援専門員と連携し、モニタリングや専門職を交えた担当者会議のなかで適切なサービス提供を実施しております。

## 福祉課

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】(福祉課)

負担限度額制度外の食費・居住費の助成制度については、厳しい介護保険財政運営のなかで困難なものがあります。高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費などの支給制度を利用し、少しでも経済的負担を軽減できるように支援体制を強化して参ります。

## 福祉課

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】(福祉課)

令和2年度においては、国の地方創生臨時交付金を活用した福祉サービス事業所給付金給付事業及び高齢者施設等オンライン面会環境整備補助事業を実施いたしました。福祉サービス事業所給付金給付事業については、町内の事業所に対し一律10万円を給付、高齢者施設等オンライン面会環境整備補助事業については、整備を希望する事業所に対し50万円を上限に補助を行いました。今後も国や県の動向を踏まえながら財政支援を実施して参ります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】(福祉課)

介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供は、国や県等と連携し配布を行っております。令和2年度はマスク約12万枚、消毒用エタノール約150L、使い捨てビニール手袋約6万双をそれぞれ各事業所に配布いたしました。令和3年度においても引き続き提供を実施しております。



- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

**【回答】（福祉課）**

高齢者入所施設（主に特別養護老人ホーム）の従業者及び利用者については2回目のワクチン接種が終了しております。通所系サービスについてはワクチン供給に併せ、早急に接種が完了するように実施して参ります。また、令和2年度は介護サービス事業所等の職員延べ379名に国保町立小鹿野中央病院協力のもと、抗原定量検査を実施しました。

**福祉課**

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

**【回答】（福祉課）**

令和3年4月1日現在の施設整備状況については、特別養護老人ホーム3箇所、養護老人ホーム1箇所、グループホーム3箇所、小規模多機能施設1箇所、サービス付き高齢者向け住宅が1箇所となっております。また、町外及び秩父郡市外の施設利用者も一定数いらっしゃいます。また、対象者の状況によっては特例入所（優先入所）などを利用するケースもあることから、更なる基盤整備は現在のところ予定しておりません。

**保健課**

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

**【回答】（保健課）**

令和2年度から社会福祉士が配置されたことにより、3職種の体制をとることができました。

**3. 障害者の人権とくらしを守る**

**福祉課**

- 1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

**【回答】（福祉課）**

障害福祉事業所へのアルコール消毒液とマスクの配付は国や県と連携して行っております。町内5事業所への令和2年度の合計数はマスク1万750枚、アルコール消毒液3Lを配付いたしました。

- (2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

**【回答】（福祉課）**

令和2年度は障害福祉事業所の職員を対象に、60名に抗原定量検査を国保町立小鹿野中央病院の協力のもと行いました。入院体制の確保については秩父保健所主導のもと行っていきたいと考えております。

- (3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとって

ださい。

**【回答】（福祉課）**

障害者施設の職員不足については秩父圏域全体での課題でもあるため、秩父圏域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）で連携して課題解決に努めていきたいと考えております。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

**【回答】（福祉課）**

障害者への優先接種については保健課主導のもと順次行っていく予定であり、障害者入所施設で接種を行えるよう進めております。

## 福祉課

### 2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

**【回答】（福祉課）**

令和3年1月に設置した障害者基幹相談支援センター、秩父圏域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）及び関係機関において、地域生活支援拠点事業の体制づくりを協議しており、秩父圏域に地域生活支援拠点を整備できるよう進めているところです。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

**【回答】（福祉課）**

施設整備については秩父圏域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）で協議しております。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】（福祉課）**

関連事業所や利用者等の声を反映することは、地域生活支援拠点事業を進めていく上で必要なことと考えております。

## 福祉課

### 3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

**【回答】（福祉課）**

現在、町内には入所施設が1箇所、グループホームが1箇所あり、待機者はいない状況で

す。今後も事業所と連携を密にし、状況把握に努めてまいります。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】（福祉課）

高齢者や障害者がいる世帯等については、災害時に避難が困難になる恐れも高いことから、高齢者福祉担当、防災担当と連携し、避難行動要支援者名簿への登録を呼びかけると共に、定期的に名簿を更新し、実態の把握に努めてまいります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】（福祉課）

施設入所者の土日等利用して帰省しているケースについては把握しておりません。在宅者同様の障害福祉サービスの利用については、障害者総合支援法等の規定に基づき適切に運用していきたいと考えております。

## 福祉課

### 4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させる必要があります。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】（福祉課）

町の財政状況は厳しい状況が続いていくことが考えられ、限られた財源の中で今後も重度心身障害者医療助成制度を続けていくためには、ある程度の制限は必要であると考えております。また、一部負担金の導入については今のところ予定はございません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】（福祉課）

埼玉県主導により埼玉県内全域の現物給付化を進めております。他市町村の動向をみながら検討してまいります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】（福祉課）

精神障害者手帳2級の助成対象化については、今後の他市町村の動向を見ながら検討してまいります。

また、急性期の精神科への入院の補助についても検討してまいります。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困

難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

**【回答】（福祉課）**

二次障害について理解を深め、対象者に対する支援及び医療機関への啓発について検討してまいります。

**福祉課**

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

**【回答】**

障害者生活サポート事業については実施しております。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

**【回答】（福祉課）**

自治体独自の持ち出し金額はなく、県との割合負担のみで実施しております。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】（福祉課）**

利用時間の拡充につきましては、秩父圏域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）とも連携し、よりよい制度となるように検討してまいります。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】（福祉課）**

障害者生活サポート事業の障害児の利用については、生計中心者が所得税非課税の場合は無料にしており、更に生計中心者の課税額により差額補助しています。成人障害者への軽減策の導入などの制度の改正については、近隣市町村の動向等を踏まえながら検討してまいります。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】（福祉課）**

障害者生活サポート事業における県補助の増額や低所得者も利用しやすい負担の応能化に関する県への働きかけについても、近隣市町村の動向等を踏まえながら検討してまいります。

**福祉課**

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

**【回答】（福祉課）**

当町では、令和2年度の初乗り料金改定を受けて、利用券をそれまでの年間24枚から28枚へと増やしております。秩父郡市の他の市町とも情報交換を行い、今後のさらなる利便性の向上について、ご指摘の100円券も含めて検討してまいります。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】（福祉課）**

当町では福祉タクシーの対象障害者が身体障害者1、2級、及び知的障害者○A、A、精神障害者1級となっています(平成31年度より新たに精神障害者1級の方が対象に加わる)。ガソリン代支給制度の対象障害者は、身体障害者1、2、3級及び下肢・体幹機能障害、視覚機能障害、知的障害者は○A、A、B、精神障害者は1級となっていました。令和3年4月1日から「児童発達支援」「医療型移動発達支援」「放課後デイサービス」に通う18歳未満の障害児(等級は問わない)にも適用となりました。福祉タクシー、ガソリン代支給ともに3障害共通となっています。

難病患者通院交通費支給制度については、必要な場合は介助者も支給対象となっています。所得制限や年齢制限は設けておりません。今後も可能な限り導入しない方向に努めてまいります。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】（福祉課）**

秩父郡市が一体となって、地域間格差を是正するように、他の市町とも連絡・連携を取るとともに、県への働きかけも検討してまいります。

**総務課、福祉課**

**7、 災害対策の対応を工夫してください。**

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

**【回答】（総務課、福祉課）**

避難行動要支援者名簿への登録は、自力で避難することが困難な方等のほか、希望する方すべてを登録するよう努めています。

令和3年6月1日現在、町では指定避難所10箇所、指定緊急避難場所43箇所を指定施設として指定しております。避難場所のバリアフリー化については、指定避難所で7箇所、指定緊急避難所で15箇所実施済みです。

引き続き、当該施設のバリアフリー化について検討させていただきます。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】（総務課、福祉課）**

福祉避難所については、小鹿野町地域防災計画により1施設を定めております。また、民

間施設 2 施設について、災害時に福祉避難所として利用できるよう令和 2 年度に災害協定を締結しております。当該福祉避難所については平時、養護老人ホーム等で利用されており、避難者受け入れの際には、当該施設管理者と協議の上受け入れ人数等を決定いたします。受け入れる方の登録制については、現時点において導入する予定はございません。今後の検討課題とさせていただきます。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】（総務課）

現時点において、避難所以外に避難される方に対する災害備蓄品の備蓄はございません。また、そのような制度もございませんので、今後の検討課題とさせていただきます。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】（総務課、福祉課）

現在、小鹿野町では、小鹿野町避難行動要支援者支援制度実施要綱第 8 条第 2 項の規定により、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者に対し、登録情報を提供することができる。」と定めております。

ご質問いただいた状況の場合、その支援状況に応じた名簿の提供は可能であります。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】（総務課）

現在小鹿野町では、台風等の自然災害並びに感染症が発生した際には、通常の組織体制とは異なる対策本部を設置して当該対応にあたることとしております。また、保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県や国に働きかけていくよう、今後検討させていただきます。

## 福祉課

### 8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】（福祉課）

ガソリン代支給制度については、令和 3 年 4 月 1 日から「児童発達支援」「医療型移動発達支援」「放課後デイサービス」に通う 18 歳未満の障害児（等級は問わない）も対象としました。また、町内の民間障害者就労支援事業所に対する事業経費補助、施設整備費補助を令和 2 年度から始めました。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

### 【保育】 住民生活課

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】(住民生活課)

当町は、現在待機児童はおりません。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】(住民生活課)

定員に達していないため、弾力化は行っていません。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】(住民生活課)

当町は、少子化の進行が著しく、定員超過もないため増設は考えていません。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】(住民生活課)

必要に応じて、保育士の加配や巡回相談の対応を行っています。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】(住民生活課)

認可外保育所が1所ありますが、企業主導型保育事業の助成を受けており、現状では認可への移行計画はありません。

### 住民生活課

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】(住民生活課)

2年度開設したおがのこども園は1学年を2クラスとし、複数担任を配置しています。おがの保育所についても2歳児は2クラスとしており、保育士配置基準以上の保育士を配置し、きめ細やかな保育の提供に努めています。

## 住民生活課

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

### 【回答】(住民生活課)

公立の保育士へは処遇改善手当相当分を支給しております。今後も安心安全な保育及び保育の質の向上につながるよう保育士確保に努めてまいります。

## 住民生活課

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

### 【回答】(住民生活課)

給食費の減免については、他市町村の動向も踏まえたうえで検討してまいりたいと考えています。

## 住民生活課

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。

そのためには国や自治体などの公的責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

### 【回答】(住民生活課)

昨年度は実施できませんでしたが、年1回の立ち入り指導監督等を行います。また、要資格者の確保に努めるよう指導しています。公益財団法人児童育成協会が実施しているものであり、共同して指導監督に努めます。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

### 【回答】(住民生活課)

少子化の進行が著しい状況の中、公立保育所(小鹿野保育所・両神保育所)と公立幼稚園(おがの幼稚園)の統合により、令和2年4月から0歳から2歳児を受け入れるおがの保育所と3歳から5歳児を受け入れる幼保連携型認定こども園おがのこども園になりました。

町では、育児休業取得中の上の子の退園等を実施していません。

## 【学童】住民生活課

6. 学童保育を増設してください。



学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m<sup>2</sup>以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】（住民生活課）**

現在町内に 5 か所、学区ごとに学童クラブがあり、必要とする子どもたちは入所できています。

## 住民生活課

### 7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町（63 市町村中 65.1%）、「キャリアアップ事業」で 32 市町（同 50.8%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】（住民生活課）**

放課後指導支援員等処遇改善等事業については、基準である 18 時 30 分を超えて開所している施設がありません。

新たに予算化された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても事業所と協議して検討してまいります。

## 住民生活課

### 8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答】（住民生活課）**

県へ要望してまいります。

## 住民生活課

### 【子ども医療費助成】

### 9. 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18 歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

**【回答】（住民生活課）**

当町は、平成 29 年 4 月より「18 歳年度末」まで拡大しました。今後も継続してまいります。

## 住民生活課

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

**【回答】（住民生活課）**

国や県へは、引き続き要請を行ってまいります。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 福祉課

#### 1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

#### 【回答】（福祉課）

「広報おがの」令和3年5月号で、「生活保護制度をご存じですか？」を掲載し、町民の皆様方にお知らせしました。また、秩父福祉事務所作成の「生活保護のしおり」にて、制度の周知をしております。

今後も定期的な広報紙への掲載やしおり等で、制度の周知を図ってまいります。

### 福祉課

#### 2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

#### 【回答】（福祉課）

生活保護の審査につきましては、秩父福祉事務所のケースワーカーにて行われておりますが、申請者の望まない扶養照会を行わないよう、関係機関へ働きかけてまいります。

### 福祉課

#### 3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

#### 【回答】（福祉課）

生活保護の決定・変更通知書は、秩父福祉事務所にて作成しておりますが、解りやすい書式へ変更していただけるよう、関係機関へ働きかけてまいります。

### 福祉課

#### 4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

**【回答】（福祉課）**

町内受給者のケースワーカーは、秩父福祉事務所の職員が行っておりますので、関係機関へ働きかけてまいります。

**福祉課（福祉課）**

**5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。**

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

**【回答】**

関係機関へ働きかけてまいります。

**福祉課**

**6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。**

**【回答】（福祉課）**

民生委員からの情報提供や地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携をし、生活保護等が必要な方へは、適切な制度の利用に繋がるように努めてまいります。

以上